

接続約款変更届出書

令和8年2月27日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

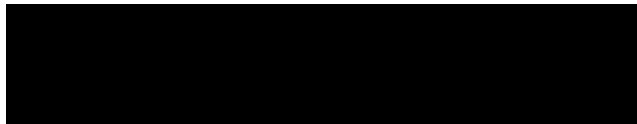
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ぼ ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年3月6日
------	----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新					旧					
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 1 適用 (略) 2 料金額					
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	
(1) 直収パケット接続機能(L2接続)	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(1) 直収パケット接続機能(L2接続)	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)	(略)
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>97,448 円</u>	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>102,418 円</u>	(略)	
		(イ) 10Mbpsを 超え1Mbpsごとに	<u>9,744 円</u>	月額			(イ) 10Mbpsを 超え1Mbpsごとに	<u>10,241 円</u>	(略)	
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>96,298 円</u>	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの	<u>99,951 円</u>	月額	
		(イ) 10Mbpsを 超え1Mbpsごとに	<u>9,629 円</u>	月額			(イ) 10Mbpsを 超え1Mbpsごとに	<u>9,995 円</u>	月額	
	<u>令和10年4月</u>	<u>(ア) 10Mbpsの</u>	<u>90,542 円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

	<u>1日から令和11年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>もの</u> <u>(イ) 10Mbpsを</u> <u>超え 1Mbps ごと</u> <u>に</u>	<u>9,054 円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(2) 5G(NSA 方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(2) 5G(NSA 方式)直収パケット 接続機能(L2 接続)	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)		(イ) (略)	(略)	(略)	
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	(イ) (略)	(略)	(略)		
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>97,448 円</u>	月額	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>102,418 円</u>	(略)	
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>9,744 円</u>	月額	(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>10,241 円</u>	(略)		
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>96,298 円</u>	月額	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>99,951 円</u>	月額	
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>9,629 円</u>	月額	(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>9,995 円</u>	月額		
	<u>令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>(ア) 10Mbps の</u> <u>もの</u>	<u>90,542 円</u>	<u>月額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
		<u>(イ) 10Mbps を</u> <u>超え 1Mbps ごと</u> <u>に</u>	<u>9,054 円</u>	<u>月額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(3) MVNO 回線 管理機能	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	(3) MVNO 回線 管理機能	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)

	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>85 円</u>	(略)		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>87 円</u>	(略)
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>82 円</u>	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	<u>85 円</u>	月額
	<u>令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>77 円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<p>別表 2 接続形態</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 156 376 204">区分</th> <th data-bbox="376 156 1131 204">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 204 376 252">(略)</td> <td data-bbox="376 204 1131 252"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 252 376 981">(2) 表の適用</td> <td data-bbox="376 252 1131 981"> <p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>なお、技術的条件集第2章第3節対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース、第2章第5節対移動体事業者 IP 接続用インタフェース及び第2章第6節対地域/国際事業者 IP 接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は 2-2 表に規定します。2-2 表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)		(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>なお、技術的条件集第2章第3節対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース、第2章第5節対移動体事業者 IP 接続用インタフェース及び第2章第6節対地域/国際事業者 IP 接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は 2-2 表に規定します。2-2 表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>別表 2 接続形態</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 156 1415 204">区分</th> <th data-bbox="1415 156 2190 204">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 204 1415 252">(略)</td> <td data-bbox="1415 204 2190 252"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 252 1415 981">(2) 表の適用</td> <td data-bbox="1415 252 2190 981"> <p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第6節対地域/国際事業者 IP 接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は 2-2 表に規定します。2-2 表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)		(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第6節対地域/国際事業者 IP 接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は 2-2 表に規定します。2-2 表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>(略)</p>
区分	内容												
(略)													
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>なお、技術的条件集第2章第3節対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース、第2章第5節対移動体事業者 IP 接続用インタフェース及び第2章第6節対地域/国際事業者 IP 接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は 2-2 表に規定します。2-2 表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>(略)</p>												
区分	内容												
(略)													
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第6節対地域/国際事業者 IP 接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は 2-2 表に規定します。2-2 表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。</p> <p>(略)</p>												
<p>別添 2 のとおり</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則(令和 8 年 2 月 27 日 MKS2602250006550001)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和 8 年 3 月 6 日から実施します。</u></p>	<p>別添 1 のとおり</p> <p>附則</p> <p>(略)</p>												

2-1 2-2の場合以外の接続形態表

項番	第1表				着信事業者	第2表				第3表				第4表	適用	備考	
	発信事業者	経由事業者				利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者			
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者			
1-1-1	当社					携帯	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
A-5-1	当社					MVNO	発信-着信	MVNO			発信-着信	MVNO			MVNO	(d)	
B-1-1	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯	(a)	

2-2 対移動体事業者SMS接続用インタフェース, 対移動体事業者IP接続用インタフェース, 対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態

項番	第1表		第2表	第3表	第4表
	発信事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1	当社	協定事業者	当社	当社	-
2	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者	協定事業者
3	当社	協定事業者	協定事業者	当社	協定事業者
4	協定事業者	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者

2-1 2-2の場合以外の接続形態表

項番	第1表				第2表				第3表				第4表	適用	備考		
	発信事業者	経由事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者		網使用料支払事業者							
		発信	経由1	経由2		経由3	経由4	区間A	設定者		区間B	設定者	区間A			設定者	区間B
1-1-1	当社					携帯	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
1-2-1	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
1-2-2	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
1-2-3	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
1-2-4	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
1-2-5	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	番号データベースに着信する呼に限り
1-2-6	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		番号データベースに着信する呼に限り
1-3-1	当社	中継				PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
1-3-2	当社					PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
1-4-1	当社					国際	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(c)	国際呼に限り
2-1-1	携帯					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	データ通信業務に限り
2-2-1	地域					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
2-2-3	地域	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
2-2-14	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
2-2-17	地域	中継	携帯(1)	携帯(2)		当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
2-3-1	PHS	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
3-2-1	当社					地域	発信-着信	当社	着信	地域	発信-着信	当社			-		
3-2-2	当社	中継				地域	発信-着信	当社	着信	地域	発信-着信	当社	着信	地域	-		
4-2-1	地域	中継				当社	発信-着信	地域	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-		第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
4-2-2	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)	着信	当社	発信-着信	中継(2)			-		
4-2-3	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信	SCP	経由1-着信	当社(着)	発信-着信	地域			-		
4-2-4	地域	携帯				当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	SCP			-		
4-2-5	地域	携帯				当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-		
4-2-6	地域	中継	携帯			当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	SCP			-		
4-2-7	地域	中継	携帯			当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-		
4-2-8	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信	SCP	経由1-着信	当社(着)	発信-着信	SCP			-		
A-2-2	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(a)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-3	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(b)	第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-4	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-5	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-6	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		着信者に課金する場合に限り
A-2-7	当社					地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する場合に限り
A-2-8	当社					地域	発信-着信	SCP			発信-着信	地域			SCP		着信者に課金する場合に限り
A-2-9	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社及び地域			地域	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-10	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	着信者に課金する場合に限り
A-2-11	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		着信者に課金する場合に限り
A-2-12	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-13	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-14	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-15	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	地域			中継		着信者に課金する場合に限り
A-2-16	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		着信者に課金する場合に限り
A-2-17	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び地域			中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-18	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び中継			中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-19	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社			中継(1)		0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-20	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社			中継(1)	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-21	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する場合に限り
A-2-22	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する場合に限り 第3表の中継(1)は、中継(1)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-23	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(a)	着信者に課金する場合に限り
A-2-24	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社及び中継(1)			中継(1)		0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り

項番	第1表					第2表					第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者		
		経由1	経由2	経由3	経由4		区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者			
A-2-25	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)		
A-2-26	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限り
A-2-27	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	地域			中継(2)		着信者に課金する場合に限り
A-2-28	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する場合に限り 第3表の中継(2)は、中継(2)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-29	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する場合に限り
A-2-30	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	着信者に課金する場合に限り
A-2-31	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(3)		着信者に課金する場合に限り
A-2-32	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	SCP			中継(2)		着信者に課金する場合に限り
A-2-33	当社	中継				地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する場合に限り
A-2-34	当社	中継				地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する場合に限り 第3表の中継(3)は、中継(3)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-35	当社	中継				地域	発信-着信	中継(4)			発信-着信	中継(4)			中継(4)		着信者に課金する場合に限り
A-2-36	当社	中継				地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する場合に限り 第3表のSCPは、SCPの契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-4-1	当社					国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限り
A-4-2	当社	中継				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限り
A-4-3	当社	中継				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限り
A-4-4	当社	中継				国際	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	(c)	国際呼に限り
A-4-5	当社	中継				国際	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		国際呼に限り
A-4-6	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		国際呼に限り
A-4-7	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	国際呼に限り
A-4-8	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(c)	国際呼に限り
A-4-9	当社	中継				国際	発信-着信	中継(4)			発信-着信	中継(4)			中継(4)		国際呼に限り
A-4-10	当社	中継				国際	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(c)	国際呼に限り
A-5-1	当社					MVNO	発信-着信	MVNO			発信-着信	MVNO			MVNO	(d)	
B-1-1	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯	(a)	
B-1-2	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯		
B-1-3	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信-着信	携帯(1)			発信-着信	携帯(1)			携帯(1)		
B-1-5	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信	携帯(1)	経由1-着信	携帯(2)	発信	携帯(2)	経由1-着信	携帯(2)	携帯(2)		
B-2-1	地域					当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-2	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-3	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-4	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継		
B-2-5	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継(1)		
B-2-6	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-7	地域	中継				当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-8	地域	中継				当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-9	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-10	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-11	地域	中継				当社	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-12	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-13	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-14	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-15	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-16	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-23	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-24	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り

項番	第1表				第2表				第3表				第4表	適用	備考		
	発信事業者	経由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者			利用者料金請求事業者			網使用料支払事業者				
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者			
B-2-25	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-26	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-27	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-33	地域	当社	携帯			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-34	地域	PHS	中継			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-35	地域	PHS	中継	携帯		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-36	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-37	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	中継A			発信-着信	中継A			中継A		
B-2-40	地域	当社(1)				当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-41	地域	当社(1)				当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-43	地域	携帯	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-44	地域	携帯	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-46	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-47	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-48	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-49	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-50	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-56	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-57	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-58	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-59	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-60	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り
B-2-63	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			-		
B-2-64	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-65	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-66	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-67	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-3-1	PHS	中継				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-3-2	PHS	携帯				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-3-5	PHS					当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-4-1	国際					当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限り
B-4-2	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限り
B-4-3	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限り
B-4-4	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継	(c)	国際呼に限り
B-4-5	国際	中継				当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		国際呼に限り
B-4-8	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限り
B-4-9	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限り
B-4-10	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継		国際呼に限り
B-4-11	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継(1)		国際呼に限り
B-4-14	国際	PHS	中継			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限り
B-4-15	国際	PHS	中継	携帯		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(a)	国際呼に限り
B-4-16	国際	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限り
B-4-18	国際	当社(1)				当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限り
B-4-19	国際	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限り
C-2-1	地域	当社				携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-2-4	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-2-5	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継			発信-着信	地域			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限り

項番	第1表				第2表				第3表				第4表	適用	備考	
	発信事業者	経路事業者			着信事業者	利用者料金設定事業者			利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者			
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B			設定者
C-2-6	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
C-2-7	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
C-2-11	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
C-2-28	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域	第3表(料金回収事業者)のSCPは、SCPの契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
C-2-29	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域	
C-4-1	国際	当社				携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りです
C-4-2	国際	当社				携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c) 国際呼に限りです
C-4-3	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りです
C-4-4	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c) 国際呼に限りです
C-4-5	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継	国際呼に限りです
C-4-7	国際	中継	当社			携帯	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c) 国際呼に限りです
D-2-4	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)	
D-2-5	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)	
D-2-7	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
D-2-9	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	
D-2-10	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A(1)			発信-着信	中継A(1)			中継A(1)	
D-2-11	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A(2)			発信-着信	中継A(2)			中継A(2)	
D-2-12	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	PHS			発信-着信	SCP			PHS	
D-2-13	地域	当社	中継			PHS	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	
D-2-14	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	中継A			発信-着信	中継A			中継A	
D-2-15	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りです
D-2-16	地域(発)	当社				地域(着)	発信-着信	地域(発)			発信-着信	地域(発)			地域(発)	
D-3-1	PHS	中継	当社			地域	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS	
D-4-1	国際	中継	当社			地域	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りです
D-4-2	国際	当社	中継			PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りです
D-4-3	国際	中継A	当社	中継B		PHS	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	国際呼に限りです

2-2 対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態

項番	第1表		第2表	第3表	第4表
	発信事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1	当社	協定事業者	当社	当社	-
2	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者	協定事業者
3	当社	協定事業者	協定事業者	当社	協定事業者
4	協定事業者	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者

(SB)技術条件集新旧対照表

赤字:更新箇所

新	旧
<p>右記を削除</p>	<p>■技術的条件集本編</p> <p>技-7 (伝送装置間インタフェース) 第 9 条 伝送装置間インタフェースは、技術的条件集別表 D に示すとおりとする。</p> <p>技-11 (伝送装置間インタフェース) 第 16 条 伝送装置間インタフェースは、技術的条件集別表 D に示すとおりとする。 但し、STM-64、STM-16、STM-4 インタフェースは使用しないため当該部分の記述は除くものとする。</p> <p>技-12 (伝送装置間インタフェース) 第 22 条 伝送装置間インタフェースは、技術的条件集別表 D に示すとおりとする。</p> <p>■技術的条件集別表</p> <p>別表 D 伝送装置間インタフェース仕様</p> <p>■技術的条件集本編</p> <p>第 2 章 形態別接続条件</p> <p>第 1 節 対移動体事業者接続用インタフェース</p> <p>第 2 節 対地域/国際事業者接続用インタフェース</p> <p>・別表 C</p> <p>表 C.1.1-1 技術仕様範囲 の MTP</p>

右記を内容修正

第2章 形態別接続条件

第3節 対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース

第20条 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式

(1) TTC 標準に準拠した SIGTRAN 方式(ユーザ部は 3GPP-MAP)仕様を適用する。信号伝送は IP ネットワーク上で SCTP(M3UA)を用いて当社網と対応網構成で接続する。

(2) SIGTRAN 接続における SCTP アソシエーションの帯域、パス構成及びネットワーク要件については、接続する事業者の関門交換機等毎の設備状況等を考慮の上、別途協議を行うこととする。

(3)を削除

図 C.1.2-1 SMS 相互接続におけるプロトコルスタック(SS7)

■技術的条件集別表

別表 A 対移動体事業者接続用 IF

別表 B 対地域/国際事業者接続用 IF

別表 C

表 C.1.1-1 技術仕様範囲 の MTP

図 C.1.2-1 SMS 相互接続におけるプロトコルスタック(SS7)

■技術的条件集本編

第2章 形態別接続条件

第3節 対移動体事業者 SMS 接続用インタフェース

第20条 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式

(1) TTC 標準に準拠した No.7 信号方式(ユーザ部は 3GPP-MAP)仕様を適用する。共通線リンク速度は、「48kbit/s」もしくは「64kbit/s」とし当社網と対応網構成で接続する。

(2) 共通線リンクの速度を「48kbit/s」もしくは「64kbit/s」のいずれかで行うかは、接続する事業者の関門交換機等毎に互いの設備状況等を考慮の上、別途協議を行うこととする。

(3) MTP 仕様は、技術的条件別表 A-2 を準用する。